

## 議案第63号

狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

狭山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第7条中「狭山市の長の選挙における候補者（以下「長の候補者」という。）」を「議員及び長の候補者」に改める。

第9条及び第10条中「長」を「議員及び長」に、「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「382円86銭」を「393円80銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定、第9条及び第10条の改正規定（「長」を「議員及び長」に改める部分を除く。）並びに第13条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定並びに第9条及び第10条の規定（金額に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第2号の規定、第9条及び第10条の規定（金額に係る部分に限る。）並びに第13条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

平成30年6月8日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

公職選挙法等の改正に鑑み、議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営を実施するとともに、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額を改定したいので、この案を提出するものである。